

# モバイルワークの実証研究に係る環境の導入及び支援業務 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 目的

「日本一、働きやすい県庁（しょくば）」を目指す、県のワーク・ライフ・マネジメント推進取組において、ICT の利活用が、生産性向上や職場環境の改善等に大きく寄与するものと期待されている。

現在、県は、一人一台パソコン等を通じた業務全般や、インターネット上での各種県民サービスを提供する基盤である三重県情報ネットワークの再構築に着手しており、次期ネットワークが完成する予定の令和 2 年 12 月を、業務プロセス改善や多様な働き方の実現など、ICT による働き方改革を本格実施する大きな転換点と捉えている。

そのため、県では、次期ネットワークにおける働き方改革（モバイルワーク）の本格実施を見据え、より効果的な利活用手法を次期ネットワークに確実に反映させることを目的に、モバイルワークに係る実証研究事業を実施することとしている。

本業務委託は、上記の実証研究を行うために必要となる実証研究環境（仮想端末基盤等）の設計、構築、運用・保守等を行うとともに、実証研究を専門的な見地で支援することを業務の範囲とする。

## 2 業務内容

- (1) 委託業務名 モバイルワークの実証研究に係る環境の導入及び支援業務
- (2) 履行期間 契約の日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務内容 「モバイルワークの実証研究に係る環境の導入及び支援業務 仕様書」のとおり

## 3 委託上限額

10,516,233 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 参加条件

### (1) 企画提案コンペ参加資格

- ア 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- イ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、下記書類を提出するものとする。

### (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号）の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和元年 6 月 12 日（水）17 時必着（期限厳守）
- イ 提出先 三重県地域連携部情報システム課情報基盤班 長井、川瀬  
〒514-8570 津市広明町 13 番地
- ウ 提出方法 郵送もしくは持参にて提出すること。  
なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認をすること。  
また、持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

エ 参加資格決定通知 令和元年6月13日（木）に通知する。

(2) 企画提案資料の提出期限

ア 提出期限 令和元年6月17日（月）17時必着（期限厳守）

イ 提出先 三重県地域連携部情報システム課情報基盤班 長井、川瀬  
〒514-8570 津市広明町13番地

ウ 提出方法 郵送もしくは持参にて提出すること。  
なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認を行うこと。  
また、持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

6 提出を求める企画提案資料の内容

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり。

7 質疑及び回答

(1) 質問の受付期間

令和元年6月10日（月）15時まで

(2) 質問の提出

質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行い、ファクシミリ又は電子メールにて提出し、必ず17の担当所属まで電話により着信の確認を行うものとする。

なお、質問文書には、事業者名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

質問は原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き的な事項に限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年6月11日（火）17時までに、質問者あてにファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により行うとともに、ホームページに掲載するなどして周知する。

8 企画提案コンペの実施方法

(1) 選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、モバイルワークの実証研究に係る環境の導入及び支援業務企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

・有効性

業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。

・企画性

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。

・計画性

業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

・経済性

業務の実施について十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。

また、本県への業務負担が少ない提案となっているか。

・業務遂行能力

業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

働き方改革に対する十分な知見や提案力を有していると判断できるか。

## (2) プレゼンテーション

選定委員会が必要と認めた場合には、提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションを実施する場合の実施時期及び場所、形態は、次のとおりである。

時期：令和元年6月26日（水）を予定

場所：津市内

形態：プロジェクトまたはディスプレイでの投影と提出済みの企画提案書（紙）との併用で行う。

（プロジェクトまたはディスプレイは、三重県で準備するが、投影操作のパソコンは提案者側で用意すること）

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を10者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

提案者が多数の場合の書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時、場所等については、提案したすべての者に、令和元年6月20日（木）17時までに電子メールで連絡する。

プレゼンテーションにおける説明は、6で提出のあった企画提案資料により行うものとする。

なお、提出済みの企画提案書とプロジェクトまたはディスプレイで投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行う。

また、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとする。

プレゼンテーションを実施しない場合は、提案したすべての者に、プレゼンテーションを実施しないことを電子メールで連絡する。

## 9 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）（写し可）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）（写し可）

## 10 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県地域連携部情報システム課において行う。

- 11 監督及び検査  
契約条項の定めるところによる。
- 12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期  
契約条項の定めるところによる。
- 13 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- 14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除  
契約締結権者は、受託事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- 15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
  - (1) 受託事業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
    - ア 断固として不当介入を拒否すること。
    - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
    - ウ 発注者に報告すること。
    - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
  - (2) 契約締結権者は、受託事業者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- 16 その他
  - (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
  - (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
  - (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
  - (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
  - (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
    - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
    - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
    - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
    - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
    - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
    - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
    - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 17 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部情報システム課情報基盤班 担当 長井、川瀬

電話：059-224-3363 ファクシミリ：059-224-2418

E-mail：[network@pref.mie.lg.jp](mailto:network@pref.mie.lg.jp)